

令和7年度第7回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年10月22日(水) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

10/6(月)10月定例常設審議委員会(鹿児島市)

10/9(木)大崎町農業委員会及び大崎町農地利用最適化推進員

10(金) 先進地研修(福岡県みやま市)

10/17(金)令和7年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議(志布志市)

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(5番 ○○○○委員, 6番 ○○○○委員)
第2. 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4. 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5. 議案第37号 非農地証明願による申請について
第6. 議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第7. 議案第39号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただいまから令和7年度第7回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは会長から挨拶と経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。10月も半ば過ぎになり、やっと朝夕に秋の気配を感じるようになりました。10月9日・10日の福岡県みやま市農業委員会での先進地研修は、大変お疲れさまでした。みやま市農業委員会では、遊休農地の解消事業や中山間地域の基盤整備に積極的に取り組み、地域の農業を守るという強い思いで農業委員会活動をされており、大変刺激を受けることができました。先日の曾於地区農業委員会農地最適化推進会議では、農業委員会組織を取り巻く情勢と農業委員の役割・

農地の適正・有効利用やバンク法に基づく手続きなどを再確認することができ、有意義な研修となりました。鹿児島県の農業委員会リレーションシップ活動・全国農業新聞・農業者年金の推進など、多様な活動がありますが、農業委員・推進委員の皆様には、しっかりとその責務を持って臨んでくださいます様よろしく願いいたします。それでは、経過報告を致します。10月6日 10月定例常設審議委員会（鹿児島市）、10月9日・10日 大崎町農業委員及び大崎町農地利用最適化推進委員先進地研修（福岡県みやま市）、10月17日 令和7年度地域別農業委員会最適化推進委員会（志布志市）以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。5番 ○○○○委員・6番 ○○○○委員をお願い致します。本日は、議案第34号から議案第39号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条3件、4条1件、5条2件、非農地1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定30件、農地バンク法による所有権の移転1件、合計38件でございます。2ページ、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を○○委員お願い致します。

○○委員 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まず申請人についてです。渡し人は、○○県の○○○○さんです。受け人は、○○市の○○○○さんで認定農業者です。主な経営作物は、牧草です。申請地は、野方字内ヶ迫○○○○畑 1筆 2,741㎡です。申請理由は、渡人の要望により、受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻、子の3名です。農作業技術力は、農作業歴40年とあります。機械保有はトラクター6台、田植機1台、トラック1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から2km、車で5分程です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手）

議長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を○○委員お願いします。

○○委員 第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、○○集落の○○○○さんです。譲受人は、○○集落の○○○○さんで、認定農業者です。主な経営作物は、牧草です。申請地は、永吉字五拾迫○○○○畑 1筆 2,798㎡です。申請理由といたしまして、譲渡人の○○さんは、現在入院中であり、畑を維持管理していくことが難しく、家族とも相談した結果、家族も相続する希望がないということで、長年畑を借りていた○○さんに○○さんからの要望で、譲受人が取得するものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技

術力は農作業歴 28 年です。機械保有は、トラクター 5 台、トラック 1 台と十分です。通作距離はそれぞれ自宅から 500m、車で 5 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 2 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号 2 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 2 番については、許可といたします。審議番号 3 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 3 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、牧草です。牛が 19 頭おり、お父さんが〇〇〇〇さんで牛の名義をなおして実質的に経営移譲の形になっています。申請地は、野方字前段〇〇〇〇 畑 他 2 筆 3,617 m²です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が経営規模拡大を取得するものです。次に調査内容について報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父の 2 名ですが、お子さんが現在農業大学に行ってらっしゃって、将来は帰ってくる予定です。農作業技術力は農作業歴 3 年です。機械保有は、トラクター 3 台、軽トラック 1 台、タイヤショベル 1 台と十分です。通作距離は自宅から 0.3 km、車で 5 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 3 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号 3 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 3 番につきまは、許可といたします。4 ページ、議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。5 ページ、審議番号 1 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 4 条申請、審議番号 1 番について調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字大堀〇〇〇〇 畑 1 筆 2,022 m²のうち 832 m²です。場所は、現地調査資料の 1-1 から 2 をご覧ください。申請目的は、農業用倉庫です。資料の 1-3 を見て貰えばわかるように、既存の倉庫が建っております。これを建てる際に農地法第 4 条の申請をしてなかったということで始末書が添付してありますので、後程読み上げたいと思います。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の農地利用計画指

定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水はありません。雨水と土砂の流出については、トラフを入れて排水するということでございます。日照・通風ですが、申請地の東側は公道に面しており、西側は申請人の所有地であります。南北側は畑に面しているが、建築する農業用倉庫は建物の高さが3.5mと低いため農地への日照・通風、耕作等への被害の発生はありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みということでした。通路は、道路に面しているため、問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。1－5の始末書をご覧ください。ちょっと読み上げます。私は平成27年3月、申請地に農業機械等を収納するための倉庫(74.7㎡)を建築し、現在まで使用しております。また、申請地の一部に、私が取締役を務める〇〇〇〇〇〇〇〇のコンテナの置場として利用しています。私は、農地法について十分に理解していなかったため、農地法の許可を得ないまま現在に至りました。今般、倉庫が手狭になったため、増築(145.25㎡)を計画し、農地法第4条許可を申請いたしますが、今後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますので、今回の転用については受理くださいますようお願いいたします。という事でございます。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。それからですね〇〇〇〇のコンテナについては、撤去しますとのことでしたので、よろしくお願いします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

〇〇委員 内容については、特にないんですが、始末書の「今後このような違法行為のないよう農地法を遵守」の後が意味が通じないのですが…。

議 長 始末書の言葉使いが間違っているようです。「農地法を遵守いたします。」に訂正をお願いします。それでは審議番号1番についてなにか他にご質問はございませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。6ページ、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。7ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町野方字二松〇〇〇〇 畑 1筆 438㎡です。場所は現地調査資料の2の1から2をご覧ください。申請目的は、蓄電池所駐車場です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第1種農地の隣接地一体事業と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水はありません。雨水は、コンクリート製の地下浸透型溜枡を4カ所設置されるそうです。日照・通風ですが、周辺に農地がないため問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明書で確認済みです。信用は、問題なしです。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということでもあります。それでは審議番号1番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号1番については、許可といたします。審議番号2番の調査報告を事務局お願いします。

〇〇〇〇 事務局より説明いたします。第5条申請、審議番号2番について、令和7年8月総会時に地域計画変更及び農振用途変更審議済みのため事務局から調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇〇〇 〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町井俣字堂園堀〇〇〇〇 畑 1筆 832㎡です。場所は現地調査資料の3の1から2をご覧ください。申請目的は、消毒場です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の農地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、側溝放流です。土砂の流出防止対策としてコンクリート舗装を行うため問題ありません。日照・通風ですが、大きな工作物がないので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、9月の補正予算で承認されております。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断されました。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということでもあります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。8ページ、議案第37号「非農地証明願による申請について」を議題といたします。9ページ、審議番号1番について審議いたします。参考資料といたしまして、別紙資料3非農地申請位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
 議 長 なしということでもあります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。10ページ、議案第38号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。11ページ、農用地利用集積等促進計画（案）総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第38号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」、11ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和7年12月31日、期間は10年です。中間管理権の設定面積は、田が38,792㎡、畑が80,131㎡、計118,923㎡でございます。設定する者が30名、耕作する者22名でございます。12ページから16ページが内訳です。資料4を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 12 ページ. 連番 1 番から連番 21 番までを一括して審議いたします。何かご質問
 はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 1 番から連番 21 番までを許可して
 も良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 1 番から連番 21 番までは許可といたします。13 ページ,
 14 ページ, 連番 22 番から連番 50 番, 51 番を除いて、連番 65 番までを一括して審
 議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、只今の案件につきまして許可しても良い
 と思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、只今の案件は、許可といたします。15 ページ, 16 ページ,
 連番 66 番から連番 99 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありません
 か。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 66 番から連番 99 番までを許可して
 も良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 66 番から連番 99 番までは、許可といたします。14 ペー
 ジにお戻りください。連番 50 番, 51 番につきましては、〇〇委員の案件でありま
 すので、〇〇委員の退室をお願いします。
 (〇〇委員退室)

議 長 それでは、連番 50 番, 51 番につきまして、何かご質問ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 50 番, 51 番につきまして許可して
 も良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって連番 50 番, 51 番は、許可といたします。
 (〇〇委員入室)

議 長 17 ページ, 農用地利用集積等促進計画(案)総括表(機構間契約・受け手間契約)
 でございます。この案件は〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願
 いします。
 (〇〇委員退室)

議 長 事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 農用地利用集積等促進計画(案)総括表(機構間契約・受け手間契約)です。こ
 れは、7 月に承認いただいた所有者 〇〇〇〇さんから農地バンクへ譲り渡した案
 件になります。今回は、農地バンクから購入者へ譲り渡すというものでございます。
 18 ページをご覧ください。審議番号 1 番, 永吉字濱沖〇〇〇〇 田 他 2 筆 2,687
 m²です。譲受人は〇〇〇〇で、売渡額は全部で 20 万円です。この総会で承認され
 れば、農地バンクへ譲渡申請を行います。12 月中旬に決定通知が送られて来て、
 売買金額の支払いされた月の翌月に登記手続きとなっております。早ければ 1 月末

に全ての手続きが完了となりますが、あくまでもこれは予定でございますので、遅れる可能性もあります。以上です。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
委員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号1番につきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

議 長 挙手多数。よって審議番号1番については、許可といたします。議案第39号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。20ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第39号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。20ページです。1番、〇〇〇〇、売買、井俣字上牧〇〇〇〇 畑 他2筆 5,133㎡、〇〇委員を指名いたします。

議 長 〇〇委員よろしくをお願いします。最後のページになります。休会中の報告、あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。1番、2番、3番は、〇〇〇〇と10月7日にあっせん会が開催され売買が成立しました。農地売買等事業を利用予定で、今手続きを進めているところでございます。空いているのが4番です。

議 長 4番のあっせん状況の説明を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 はい、〇〇〇〇さんの畑ですが、借り手は見つかり、周辺農地についても貸し手が見つかり集約することができました。

〇〇〇〇 議長、補足説明をよろしいでしょうか。

議 長 はい、事務局。

〇〇〇〇 事務局から補足説明をいたします。内容としましては、借り手さんが見つかったというところまでは先月ご報告しております。借り手さんから面積が狭いので周りで空いている農地はないかと相談があり、〇〇委員が調査して何件か宛があり、これから手続きすることになります。

議 長 引き続き、よろしくお願いいたします。その他、何かご意見ご質問はございませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 この利用権設定の終了分については、もう通知を出されているんですか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 この終了通知の分につきましては、10月の初めに全員郵送いたしております。

〇〇委員 両方とも、貸し手も借り手もどちらもですか。

〇〇〇〇 はい。どちらも出しています。

〇〇〇〇 基盤強化法が切れたという事ですけど、中間管理事業でしなさいという事は書いてあるのでしょうか。

〇〇〇〇 手元に資料はありませんが、中間管理事業に移行してくださいと書いてあります。

〇〇〇〇 すみません。利用権の終期の取り扱いについては、後程別途事務局から説明する準備ができておりますので、その際にご意見をいただければと思います。

議 長 よろしいですか。以上をもちまして、令和7年度第7回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

5 番委員

6 番委員